行政刷新会議 (独立行政法人改革に関する分科会) 関係資料

1	独立行政法人改革に関する分科会の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	独立行政法人改革に関する分科会 構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	ワーキンググループの設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	ワーキンググループ 構成員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	制度・組織の見直しを進めていく上での基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	独立行政法人制度改革の基本的な論点(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	独立行政法人改革における目標・評価に係る制度設計の検討(案)・・	18
8	独立行政法人改革における財政規律に係る制度設計の検討(案)・・・・	33

独立行政法人改革に関する分科会の設置について

平成 23 年 9 月 15 日 行 政 刷 新 会 議

- 1. 「行政刷新会議の設置について」(平成 21 年 9 月 18 日閣議決定) 5 に基づき、独立行政法人の制度・組織の見直しに係る検討を行うため、独立行政法人改革に関する分科会(以下、「分科会」という。)を設置する。
- 2. 分科会の構成員は、議長が指名する。
- 3. 分科会長は、構成員の中から、議長が指名する。
- 4. 分科会長代理は、構成員の中から、分科会長が指名する。
- 5. 分科会において配布された資料は、原則として、公表する。
- 6. 分科会の議事概要を公表する。
- 7. 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、分科会にワーキンググループを設置する。各ワーキンググループの構成員は、分科会長が指名する。
- 8. 前各項に定めるもののほか、分科会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、分科会長が定める。

独立行政法人改革に関する分科会 構成員

分科会長 原 良也 株式会社大和証券グループ本社最高顧問

秋池 玲子 株式会社ボストンコンサルティンググループ

パートナー

逢見 直人 日本労働組合総連合会副事務局長

岡本 義朗 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

主席研究員

梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員

菊池 哲郎 株式会社毎日新聞社顧問

高橋 進 株式会社日本総合研究所理事長

土居 丈朗 慶応義塾大学経済学部教授

富田 俊基 中央大学法学部教授

山本 隆司 東京大学法学部教授

ワーキンググループの設置について

平 成 2 3 年 9 月 2 8 日 行 政 刷 新 会 議 独立行政法人改革に関する分科会

1. 独立行政法人改革に関する分科会に、次のとおりワーキンググループ (WG) を設置する。

(第1WG)

担当:内閣府、消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、環境省、防衛省

(第2WG)

担当:総務省、厚生労働省、経済産業省

(第3WG)

担当:農林水産省、国土交通省

- 2. WGにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
- 3. WGの議事概要を公表する。

行政刷新会議 独立行政法人改革に関する分科会 ワーキンググループ 構成員

〇第1ワーキンググループ

(分科会委員) 富田 俊基 中央大学法学部教授

(分科会委員) 山本 隆司 東京大学法学部教授

稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院大学院公共経営研究科教授

太田 康広 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授

川﨑清隆 弁護士(弁護士法人御堂筋法律事務所)

城山 英明 東京大学公共政策大学院教授

○第2ワーキンググループ

(分科会委員) 梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員

(分科会委員) 土居 丈朗 慶応義塾大学経済学部教授

永久 寿夫 株式会社PHP総合研究所代表取締役常務

野村 修也 中央大学法科大学院教授

原田 泰 株式会社大和総研顧問

〇第3ワーキンググループ

(分科会委員) 秋池 玲子 株式会社ボストンコンサルティンググループパートナー

(分科会委員) 岡本 義朗 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社主席研究員

岩瀬 大輔 ライフネット生命保険株式会社代表取締役副社長

上山 直樹 弁護士(ポールヘイスティングス法律事務所)

園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授

玉井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター教授

※構成員の追加があり得る。

制度・組織の見直しを進めていく上での基本的考え方

独立行政法人に係る事業仕分け等の議論及び第1回の当分科会における議論を踏まえ、今後議論を進めていく上での基本的考え方を以下のとおり整理。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、新たな「公」の新しい姿の構築の一環として実施。

1. 全法人のゼロベースでの見直し

① 全ての法人・組織をゼロベースで見直し、その必要性を徹底的に検証する。 法人の必要性について十分納得がいく説明ができなければ、廃止する。検証に 当たっては、事務・事業の代替可能性にも着目し、精査する。

法人の必要性が認められる場合でも、民営化できないかについて、同様に徹底的に検証を行う。その具体化については、法人の事務・事業の特性等を踏まえたものとする。

② 行政が関与して公的なサービスを提供する場合でも、徹底した事務・事業の 効率化を図りつつ、事務・事業の特性に合わせた最適なガバナンスを構築する とともに、既存の枠にとらわれない統廃合を行うなど、制度・組織を抜本的に 見直す。例えば、各種研究所などで実施している類似性の高い業務については、 同一の法人で実施することにより、効率的かつ成果を発揮しやすい仕組みとす るなど、徹底した経営の合理化を図る。

2. 国民から信頼される制度の構築

- ① 法人の説明責任の向上、透明性の確保、財政規律を始めとする各種規律の徹底等、法人が自律的に無駄を排除し、合理化を徹底する仕組みを構築する。
- ② 事務・事業の特性に応じ、事前・事後のチェック等の国の関与の在り方を見 直し、簡素で実効性ある仕組みを構築する。
- ③ 改革の成果が、国民の目に分かりやすく、法人で働く職員の士気の向上にも 結び付く制度設計とする。

3. 大胆な改革の断行

- ① 現行の仕組みを根本から刷新し、新たな制度・組織を構築する。
- ② 国民の目線に立ち、議論の過程を明らかにしながら、我が国の成長に結び付くより良い制度を目指し改革を断行する。

制度・組織の見直しを進めていく上での基本的考え方

独立行政法人に係る事業仕分け等の議論及び第1回の当分科会における議論を踏まえ、今後議論を進めていく上での基本的考え方を以下のとおり整理。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、新たな「公」の新しい姿の構築の一環として実施。

1. 全法人のゼロベースでの見直し

① 全ての法人・組織をゼロベースで見直し、その必要性を徹底的に検証する。 法人の必要性について十分納得がいく説明ができなければ、廃止する。検証に 当たっては、事務・事業の代替可能性にも着目し、精査する。

法人の必要性が認められる場合でも、民営化できないかについて、同様に徹底的に検証を行う。その具体化については、法人の事務・事業の特性等を踏まえたものとする。

② 行政が関与して公的なサービスを提供する場合でも、徹底した事務・事業の 効率化を図りつつ、事務・事業の特性に合わせた最適なガバナンスを構築する とともに、既存の枠にとらわれない統廃合を行うなど、制度・組織を抜本的に 見直す。例えば、各種研究所などで実施している類似性の高い業務については、 同一の法人で実施することにより、効率的かつ成果を発揮しやすい仕組みとす るなど、徹底した経営の合理化を図る。

2. 国民から信頼される制度の構築

- ① 法人の説明責任の向上、透明性の確保、財政規律を始めとする各種規律の徹底等、法人が自律的に無駄を排除し、合理化を徹底する仕組みを構築する。
- ② 事務・事業の特性に応じ、事前・事後のチェック等の国の関与の在り方を見 直し、簡素で実効性ある仕組みを構築する。
- ③ 改革の成果が、国民の目に分かりやすく、法人で働く職員の士気の向上にも 結び付く制度設計とする。

3. 大胆な改革の断行

- ① 現行の仕組みを根本から刷新し、新たな制度・組織を構築する。
- ② 国民の目線に立ち、議論の過程を明らかにしながら、我が国の成長に結び付くより良い制度を目指し改革を断行する。

独立行政法人制度改革の 基本的な論点(案)

第2回独立行政法人改革に関する分科会における「制度・組織の見直しを進めていく上での論点」の整理や、これまでの各府省・法人からのワーキンググループでのヒアリングにおける議論を踏まえ、独立行政法人の制度改革に当たっての法人の類型及び規律に関する基本的な論点とその考え方について、以下のとおり整理した。

| 論点 1 | 事務・事業の特性に応じたガバナンス

類似の事務・事業に共通する特性や、国の関与の度合い、また財源の性格等を踏まえて、より効率的・効果的に実施する観点から、特性等に応じた最適なガバナンスの在り方を検討することが必要ではないか。

今回、全ての法人をゼロベースで見直すことにより、

- ① 必要性の徹底的な検証の結果、法人の必要性が認められないものは廃止する。
- ② 法人の必要性が認められる場合でも、自律的な経営を徹底することが適当なものは、民営化等を行う。
- ③ 行政が関与して公的なサービスを提供する場合においても、徹底した事務・ 事業の効率化と既存の枠にとらわれない統廃合を行うとともに、次の考え方 により、事務・事業の特性に応じた最適なガバナンスを構築する。

現行の独立行政法人制度は、様々な分野で様々な態様の事務・事業を行っている法人を全て一律の枠組みにはめ込んでおり、その結果として、国との役割分担、法人内部のガバナンス、目標管理等において効率的・効果的な運営が行われていないとの指摘がなされてきた。

今般、本分科会の下に3つのワーキンググループを設置し、各独立行政法人及びその各所管府省に対し、独立行政法人制度の在り方についてヒアリングを実施したところであるが、その場においても上記と同様の考え方に立つ指摘を多く頂いたところである。

この結果から、法人の多様な事務・事業の内容を踏まえて、これまでの一律の制度を適用するという枠組みを見直し、事務・事業の目的・特性・財源等に見られる一定の共通性に基づき、最適な制度の構築について検討する必要性が認められる。また、その上で、各法人に共通して対応すべき制度見直しの内容にも留意する。

その際には、前回の論点に掲げた法人の事務・事業について、例えば、上記ワーキンググループにおいて各委員や府省、法人からなされた以下のような指摘を踏まえ、一定の共通性に即し、それぞれにふさわしいきめ細かい対応を図っていくことが重要ではないかと考えられる。

●研究開発に関する事務・事業を行う法人

【特性】研究開発が持つ長期性、不確実性、高い専門性など

- ・研究開発の成果に不確実性が大きい中、限られた財源を最大限に活用していくための方策をどう考えるか。
- ・各法人ごとに目標設定の明確性等に差が大きい中、府省横断的な対応をどう 図っていくべきか。
- ・現行独法制度では、高度に専門的な研究開発の学術的成果を的確に評価する ための仕組みが十分に機能していないのではないか。
- ・国全体の科学技術・イノベーション政策との整合性を確保するため、司令塔 機能を果たす戦略本部との関係を整理する必要があるのではないか。

●文化振興に関する事務・事業を行う法人

【特性】文化芸術の自主性・創造性や、長期的展望に基づく中立性・継続性、一 定の自己収益性など

- ・国の財政への依存度を低下させるため、自己収入に関する明確な(数値)目標を設定し、その着実な達成を図っていくことが重要ではないか。また、こうした目標を達成した場合に、自己収入の取扱いの緩和等の柔軟な措置を一定程度講じることについてどう考えるか。
- ・収蔵品の取得等を図る際に、可能な限り自己収入の増大を図る観点から、民間の資金の活用等をどう図っていくべきか。
- ・適正な運営を担保するため、理事長の諮問に応じ、法人運営上の重要事項を 審議する仕組みなど、法人の意思決定の仕組みを見直すことが考えられるか。
- ・業務の継続性や長期的な使命達成の観点からは、中期目標期間終了時の業務 継続の必要性の検討について、どう考えるべきか。

●国民の資金・資産を管理する事務・事業を行う法人

【特性】専門的見地から国民の資金・資産を適正に管理する安全性・確実性など

- ・国民の財産の安全・確実な管理を担保することを大前提に、恣意性を排除し、 適切な意思決定の在り方と、これに対応した厳格な責任の在り方についてど う考えるか。
- ・従来のような理事長による意思決定の仕組みと、専門的な知見を有する複数 の者による意思決定の仕組みについて、それぞれのメリット・デメリットに ついてどう考えるか。また、その意思決定により大きな損害が生じた場合の 責任について、どう考えるべきか。
- ・上記のような複数の者による意思決定の仕組みが十分機能するためには、責任の所在を明確化するための仕組みや、役員の任命・解任の在り方をどう考えるか。

●大学と密接な連携の下に事務・事業を行う法人

【特性】大学が行う業務との業務の類似性、一体性など

- ・国立大学法人法の下で一体的に運用されている法人形態(国立大学法人等)と異なる扱いがされていることについて、その経緯も踏まえ、どう考えるか。
- ・国立大学関係者との一体的な運営と、学外有識者による広い中立的視点の反映のバランスをどう取っていくべきか。
- ・仮に、重要事項を大学関係者と一体的に議論する仕組みなど、大学関係者と 連携した運営を図るための仕組みを整備する場合、具体的にどのようなメリットがあると考えるか。
- ・法人の長の任命や中期目標の設定などの重要事項の決定に際し、それぞれ、 大学関係者や法人の意見を反映することについて、どう考えるか。

●金融関係の業務を主な事務・事業とする法人

【特性】金融業務の専門性など

- ・他の金融機関との統合等により組織形態の見直しを図ることで、より効果的・効率的な業務運営を図ることが可能となるのではないか。
- ・金融業務における適正な運営を確保するため、資金回収など、金融業務に共 通する問題への対応が十分にできていないのではないか。
- ・利子補給の実施等、金融関係業務に特有の支援措置が講じられている中で、 国の支援の在り方についてどう考えるか。

●国際関係の業務を主な事務・事業とする法人

【特性】業務の国際性、海外事務所の重要性など

- ・業務の共通事項が多いことから、類似性の高い組織の統合等を通じ、より効果的・効率的な業務運営を実現できるのではないか。
- ・海外事務所を統合すること等により、業務運営の効率化を図ることが可能ではないか。

●医療関係の業務を主な事務・事業とする法人

【特性】一般診療部門における民間医療機関との業務の類似性、政策医療との併存、一定の自己収益性など

- ・自己収入を増加させる努力を行い、経営責任に基づく自律的な運営を図って いくことが基本となるのではないか。
- ・その場合、医療法に基づく行政体系の中にどう位置付けていくことが適切と 考えられるか。
- ・自己収入の増加を図っていくことを前提に、運営費交付金による国の支援の 在り方についてどう考えるか。また、難病対策等の政策医療についてはどう 考えるか。
- ・なお、民間病院との役割分担、組織の肥大化等の恐れについてどのように考えるか。

- ●大学校などの特定の職業に直結した人材育成の事務・事業を行う法人 【特性】特定の職種への就職に関する受益性、一定の自己収益性など
 - ・特定の職種への人材供給を目的とし、受益関係が明確となっている中で、授業料のほか、受益者からの負担拡大など適切な負担の在り方についてどのように考えるべきか。
 - ・中期目標に就職率の目標値を明確に規定している法人がある一方、こうした 目標値を明確に規定していない法人についてどのように考えるか。
- ●施設管理を主な事務・事業とする法人

【特性】施設管理による自己収益性など

- ・国の財政への依存度を低下させるため、自己収入に関する明確な(数値)目標を設定し、その着実な達成を図っていくことが重要ではないか。また、こうした目標を達成した場合に、自己収入の取扱いの緩和等の柔軟な措置を一定程度講じることについてどう考えるか。
- ●補助金等の使途が定められた一定の財源に基づき、法制度に位置付けられた事務・事業を行う法人

【特性】法人の業務内容の法定性、事業性、特定の財源への依存性など

- ・補助金等を活用した業務運営の適正性・透明性を確保することが重要な法人であり、補助金適正化法等の枠組みに加え、毎年度、業務が効率的に運営されていることを客観的に精査する仕組みが考えられないか。
- ・さらに、必要な場合には、主務大臣が毎事業年度末に一定の措置命令を発するなど、適切な業務運営を担保するための措置を講じることを可能とすることが考えられないか。
- ●国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点 を置いて事務・事業を実施する法人

【特性】国の組織との一体性、連携性など

- ・国と密接な連携を図りつつ行うべき事務・事業の内容としては、十分な精査が必要ではないか。
- 国の組織との一体的な財政運営を確保する観点から、一定の柔軟性を確保しつつ、単年度の財政措置を原則とする財政規律の仕組みが適切ではないか。
- ・同様に、業務運営についても、法人による自律的な運営の程度に制約がある ことを踏まえると、現行制度における中期目標管理の仕組みを維持すべきか。

上記の内容については、全ての意見・指摘を網羅したものではなく、また、今後、別途新たな議論があり得るものであることを踏まえつつ、議論を進めていくこととする。

今般、独立行政法人制度の見直しを抜本的に進める上で、上記の諸類型に見られるような法人の事務・事業の特性等から、より最適な制度設計を進める上で異なる取扱いをすべき部分があるか、その場合、各類型に共通して対応すべき内容があるかなどについて、次に示す4つの観点から検討を進める。

法人の規律

|論点2||組織規律の観点

法人の組織規律の在り方について、より効率的・効果的なものとするためには、以下の点について、どう考えるか。

(1) 主務大臣の監督権限

- ●現行制度においては、法人、法人の役職員が行う違反行為等について、当該法人に対し、是正要求を行うことのみが規定されており、違法行為以外についての要求や、強制的な措置(命令)について、主務大臣が指示することはできないが、法人の業務の特性に応じ、見直すことが考えられるか。
- ●その場合、主務大臣が指示する要件として、法人の事務・事業における国の 関与の必要性に応じ、
 - ① 研究開発に関する事務・事業を行う法人など、国の関与の度合いが低く、 業務管理に法人の裁量性が高い法人については、天災等の緊急時や法令違 反等の特別の場合に、特定の事務・事業の実施・中止の命令権限
 - ② 使途が定められた一定の財源に基づき、法制度に位置付けられた事務・ 事業を行う法人については、国が年度単位での事業運営を的確に把握し、 必要な措置を講じることの重要性が高いことから、毎事業年度末に事業の 適正な運営を確保する観点からの実施・中止の命令権限
 - ③ 国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を実施する法人については、国との業務の関連が強いことから、より一般的、広範囲での業務運営上の命令権限等を付与することが考えられるのではないか。
- ●一方で、現行制度でも、主務大臣は、必要な場合には、中期計画の変更命令を行うことができること等との関係をどう考えるか。

(2) 合議制等による意思決定の仕組みの多様化

- ●現行制度は法人の長に権限・責任が集中する一律の仕組みとなっているが、 国民の資金・資産を管理する事務・事業を行う法人など、より中立的・客観 的な判断が必要となる法人については、その意思決定に際して、複数の関係 者の意見を取り入れて判断することとする合議制の仕組みを導入することも 考えられる場合があるか。その場合、合議体で意思決定すべき内容について どう考えるか。
- ●上記の場合、仮に損害が発生した場合の責任を明確化するための仕組みや、

これに関連した理事の任命・解任の仕組みをどうすべきと考えるか。

●他方、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を実施する法人については、業務運営の手法について、法人の裁量が乏しく、主務大臣の監督の下、迅速な意思決定を図ることが重要であるため、理事を置かないことを含め、意思決定の仕組みを簡素化することも考えられるのではないか。

(3) 有識者による審議機関の設置

●文化振興に関する事務・事業を行う法人や、大学と密接に関連する事務・事業を行う法人については、文化振興に関する専門的な意思決定や、大学関係者と一体となった意思決定を行う観点から、関係する有識者により構成される法人の長の諮問機関を置くことについて、それぞれ、具体的なメリット・デメリットをどのように考えるべきか。

(4) 監事の権限強化等

- ●現行独法制度で監事は必置ではあるが、その権限の内容は明確に規定されていない。また、独法制度の創設後、会社法が制定され、株式会社等については内部統制を強化する観点から一般的に監事の権限の詳細等が規定されることとなったことも踏まえ、監事等による法人の内部管理の仕組みをどう位置付けていくことが適切と考えられるか。
- ●具体的には、会社法のガバナンスを踏まえ、
 - ① 監事の権限の強化(調査権の付与等)
 - ② 任期の延長(4年間を原則)
 - ③ 事務・事業の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備 を図ることについて、どう考えるか。
- ●国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を実施する法人については、国の監査の対象とすることとの関係をどう考えるか。

論点3 財政規律の観点

財政資金の効率的かつ効果的な活用を確保するため、資金の流れの透明化 や説明責任の強化等を図る上で、以下の点について、どう考えるか。

(1) 財政資金の説明責任・透明性の向上

●運営費交付金は使途の内訳を特定せず、中期計画に基づき翌年度へ繰り越し

ができるなど、自由度の高い仕組みとなっているが、厳しい財政事情を踏まえ、一定の共通的な規律を設けることで、不適切な支出を防ぐことが必要ではないか。仮に不適切な支出が認められる場合、どのような対応を考えるべきか。

- ●自己収入が想定される法人については、その増加を図っていくことが前提であり、運営費交付金の支出をいかに減らしていくか、対外的に説明すべきではないか。その際、無駄な支出を防ぐため、年度計画や事業報告書の提出の際にも説明書類を作成し、それぞれを公開すること等により、説明責任と透明性を強化すべきではないか。
- ●こうした取組が十分になされた法人については、一定の厳格な要件の下で、 中期目標期間を超える繰越しを認める等、一定の柔軟性を与えることについ てどう考えるか。
- ●補助金等の使途が定められた一定の財源に基づき、法制度に位置付けられた 事務・事業を行う法人など、業務運営に法人の裁量の度合いが少ない法人に ついては、継続的に運営費交付金を交付することにはなじまないのではない か。

(2) 自己収入増加のインセンティブの付与、民間資金の活用等

- ●現在の国の財政事情を踏まえると、国の財政への依存度を低下させるよう、 法人の経営努力による自己収入を増加させるためにどのような措置を講じる ことが必要か。
- ●文化振興に関する事務・事業を行う法人や施設管理を主な事務・事業とする 法人など、自己収入を得ることが想定される法人については、自己収入増加 のための数値目標を設定し、その達成のために努力していくことが基本とな るのではないか。
- ●例えば、こうした目標を達成した場合には、一定の額を超えた自己収入について、その一部を目的積立金として積み立てやすくするほか、次年度以降の運営費交付金の算定の基準を緩和することなど、ある程度の柔軟性を与えることをどう考えるか。
- ●文化振興に関する事務・事業を行う法人については、自己収入の増加を基本としつつ、民間の資金を活用し、収蔵品を円滑に取得する仕組みを整備することが考えられるか。その場合、その基金に関する会計上の扱い等について、一般的な会計規律との関係をどのように整理すべきか。

(3) 事務・事業の特性に即した財政規律

●国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を 実施する法人については、財政運営について、法人の自律的な裁量に乏しい ことから、現行独法制度のメリットとなっている一定の柔軟性を確保しつつ、 単年度の財政措置とする仕組みが考えられないか。その場合に確保すべき柔 軟性について、どのような内容が考えられるか。

|論点4| 目標・評価の改善の観点

より適切な目標を設定し、それに基づく効果的な評価と、評価結果の効果的な活用を可能とするためには、以下のような点について、どう考えるか。

(1) 評価の在り方

- ●現行制度では、法人の業務実績については、各府省評価委員会による一次評価と、政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価が重畳的に実施されているなど、様々な評価主体が存在し、事務負担が大きいにもかかわらず、その成果が十分でないとの指摘があるが、どう考えるか。
- ●その中で、政策の責任者である主務大臣は、中期目標を法人に指示するものの、評価には直接関与していないため、業務実績評価が政策に十分に反映されないとの指摘があるが、どう考えるか。法人の業務実績評価の主体を主務大臣に変更することで、重畳的な評価を改め、一貫性のある中期目標管理に資すると考えられるか。
- ●法人に対する中期目標の設定時(事前)の関与と、中期目標期間の業務実績 評価(事後)について、どのようにバランスを取ることが効果的か。
- ●現行制度で評価の実効性が上がらないのは評価主体・制度の問題ではなく、
 - ・評語(SABC等)や評価の基準など、評価の実施方法が府省ごとに異なっており、統一的な対応が確保されていないこと、
 - ・現在行われている評価においては、具体的な問題意識に基づいて、特定の テーマを定めた集中的な対応が十分になされていないこと など、運用面に原因があるのではないか。
- ●行政事業レビュー等の既存の仕組みを活用することで、より的確な業務評価 を行うことが可能ではないか。
- ●使途が定められた一定の財源に基づき事務・事業を行う法人については、業務運営の適正性・透明性を確保するため、毎年度、業務運営の効率性を客観的に精査する仕組みが必要となるのではないか。一方で、業務内容が法定されており、効率性については法人の裁量の余地があるが、達成すべき目的は明確に決定されていることから、中期目標管理において評価すべき内容は業務・財務改善目標に特化することが考えられないか。
- ●国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を実施する法人については、単年度の財政措置とする仕組みとする場合には、中期目標管理の仕組みは必要ないと考えられるか。その場合、どのような単年度の目標・管理の仕組みが考えられるか。また、中期的に、第3者が業務の効率性等についてチェックする仕組みが考えられないか。

(2) 客観的な視点の確保

- ●法人の中期目標には、法人ごとに、定量的で明確なものがある一方、定性的で 曖昧なものが多い。この場合、法人の業務実績評価の際に、目標が達成できた か、そもそも目標の水準が妥当であったか等について評価・確認できない場合 が多いとの指摘についてどう考えるか。
- ●法人の中期目標を明確かつ適正にするために、次期中期目標期間の初年度の予算の編成作業に間に合うタイミングで目標設定を行うべきではないか。そのためには、どのような対応が必要か。
- ●仮に、主務大臣が法人の中期目標を指示し、かつ業務実績評価を行う場合、 いわゆる「お手盛り」となるおそれがあるのではないか。これを防ぐため、 どのような仕組みが考えられるか。
 - ・例えば、第三者から構成される目標や評価の客観性をチェックする機関 (チェック機関)を置いて主務大臣の評価を点検させることについてどう 考えるか。
 - ・その場合、チェック機関を主務府省の下に設置し、専門性・実践性を重視 すべきか、あるいは制度府省の下に設置し、中立性・客観性を重視すべき か。それぞれのメリット・デメリットについてどのように考えるか。
- ●このような第3者機関によるチェックを定期的に行うよりも、行政監察等の 仕組みを参考に、不定期であっても、実地の調査を含む詳細な調査を実施し、 法人の廃止や、業務に抜本的な改善を勧告するような仕組みをつくることに ついてどのように考えるか。

(3) 専門性の高い実効的な学術評価

●研究開発に関する事務・事業を行う法人に対する業務実績評価については、研究成果そのものではなく、業務運営の効率性に偏っているとの指摘がある。高い専門性を有する研究開発法人については、研究成果を的確に評価するため、主務大臣の下に、学術的成果を評価するための有識者から構成される機関を設置すべきと考えるか。その場合、業務効率性や財政効率性等のその他の法人の目標との関係をどう考えるか。

(4) 中期目標期間終了時の法人の存廃及び管理サイクルの見直し

- ●中期目標期間の業務実績評価は、次期中期目標期間の初年度に実施されるため、 中期目標期間の終了時の見直し及び次期中期目標に反映されず、実効性の薄い ものになっているとの指摘があるが、どう考えるか。
- ●このため、中期目標期間の業務実績評価の実効性を上げるために一年前倒しで 実施することとし、中期目標期間の終了時の見直し及び次期中期目標に的確に 反映すべきか。
- ●中期目標期間終了時の見直しにおいて、法人の存続の必要性を立証できない

場合には法人を廃止することにつき、より明確に規定するか。その際、文化振興に関する事務・事業を行う法人など、一定の法人については、対外的にも継続性が重要であると考えられるか。その場合、必要性の立証の程度に差があると考えられるか。

(注) 存廃の判断については、主務大臣・チェック機関・制度所管府省の関与の在り方を整理する必要があるのではないか。

|考え方5||透明性・説明責任向上の観点

法人の公開情報が、事務・事業の実態や必要性が国民一般にわかりやすい ものとなっていないことを改め、透明性、説明責任を高めるためには、以下 の点について、どう考えるか。

(1)情報公開の在り方

- ●関連法人に対する不透明な形での発注、過大な間接部門、不要資産の保有等が指摘されている。法人の実態を明確にし、国民への説明責任を果たすため、例えば調達の在り方や、関係法人との契約状況、間接部門の規模、資産の保有状況等の公開につき、真に実効性ある措置をいかに講じるべきか。
- ●その際、例えば、研究開発に関する事務・事業を行う法人における唯一の専門的装置の調達など、その業務の特殊性から一定の特別な扱いを講じる必要があると考えるか。また、その場合の具体的な内容や情報公開の在り方について、どう考えるか。

(2) 会計基準の見直し

- ●法人の財務諸表には、大括りの業務費が記載されているが、必ずしも個別の 事業に必要となった費用の額が記載されていない。事業別の情報を明らかに するなど、法人の経営実態がよりわかりやすいものとなるよう、現行の独法 会計基準の改善を図ることとが考えられないか。
- ●その際、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を実施する法人については、国との業務内容の関連が強いことから、別の会計基準を考えるなど、その業務の特殊性から一定の特別な扱いを講じる必要のある場合があると考えるか。また、その場合の具体的な内容について、どう考えるか。

(3) 人件費・給与水準の在り方

●ラスパイレス指数が高い法人が多く見られる。国民の理解と納得を得るため、 職員の勤務成績、法人の業務実績を考慮した上で、国家公務員給与・民間企 業給与等の社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることが考えられ るのではないか。

●その際、博士という特殊な学歴が必要で、国際競争の下で有為な人材を確保する必要がある研究開発に関する事務・事業を行う法人などについて、その業務の特殊性から、一定の特別な扱いを講じる必要のある場合があると考えるか。また、その場合の具体的な内容について、どう考えるか。

独立行政法人改革における 目標・評価に係る制度設計の検討 (案)

平成 23 年 10 月

1. 制度設計の検討方針

独立行政法人制度の見直しに当たっては、独立行政法人改革に関する分科会 (第2回)において、「制度・組織の見直しを進めていく上での基本的考え方」 (以下「基本的考え方」)に沿って検討を進めることとされた。

その際、特に制度設計に密接に関係する内容として、

- ① 法人の説明責任の向上、透明性の確保、財政規律を始めとする各種規律の 徹底等、法人が自律的に無駄を排し、合理化を徹底する仕組みを構築すること、
- ② 事務・事業の特性に応じ、事前・事後のチェック等の国の関与の在り方を 見直し、簡素で効率性ある仕組みを構築すること、
- ③ 改革の成果が、国民の目にも分かりやすく、法人で働く職員の士気の向上にも結び付く制度設計とすること

に主眼を置いて検討していく必要がある。

検討内容については、以前の分科会でお示しした4つの観点(①組織規律の観点、②財政規律の観点、③目標・評価の改善の観点、④透明性・説明責任の向上の観点)のそれぞれについて、従来の分科会の議論、これまでの独立行政法人改革の経緯やワーキンググループにおける各府省、各法人の意見等を踏まえつつ、整理することが適当である。

一方で、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)においてとりまとめられたとおり、行政刷新会議において行われた独立行政法人の事業仕分けの結果等を踏まえ、事業の廃止等、多くの非効率な業務運営が指摘されている(詳細は別紙 1 参照)が、今後、法人の目標や評価に関して新たな制度を構築することで、このような非効率な業務運営を法人が自律的に改める仕組みを内在化していくことが重要であり、今般の改革における重要課題として、制度設計の検討を行うこととする。

その際には、分科会での議論を踏まえて、

- 法人の事務・事業の特性に応じたガバナンスをきめ細かく整備すること
- 事後評価を重視し、国から法人への事前関与・統制を極力排し、評価を第 三者機関に委ねてきた従来の目標・評価の在り方の的確性を検証すること、
- 独立行政法人を政策ツールの一つと捉え、政策責任主体である国(主務大臣)が的確に関与する仕組み等を検討すること とのスタンスで制度設計を検討する。

|2. 検討に当たっての整理|

論点ごとに第3回分科会で整理した事務・事業の特性を踏まえた以下のような法人の分類(()内は仮の略称)を念頭に制度設計を検討する。

- ●研究開発に関する事務・事業を行う法人(研究開発法人)
- ●文化振興に関する事務・事業を行う法人(文化振興法人)
- ●国民の資金・資産を管理する事務・事業を行う法人(資金管理法人)
- ●大学と密接な連携の下に事務・事業を行う法人(大学連携法人)
- ●金融関係の業務を主な事務・事業とする法人(金融関係法人)
- ●国際関係の業務を主な事務・事業とする法人(国際関係法人)
- ●医療関係の業務を主な事務・事業とする法人(医療関係法人)
- ●大学校などの特定の職業に直結した人材育成の事務・事業を行う法人(人 材育成法人)
- ●施設管理を主な事務・事業とする法人(施設管理法人)
- ●補助金等の使途が定められた一定の財源に基づき、法制度に位置付けられた事務・事業を行う法人(行政事業法人)
- ●国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に 重点を置いて事務・事業を実施する法人(行政執行法人)

なお、法人の事務・事業の内容が類型的な内容でなく、上記のいずれの分類にも属さない法人があることにも留意する。

また、検討に際し、例えば、法人の効果と費用に関する経営行動など、一定 の視点から、重点的に評価すべき点や、その基準を考えていくことなどが考え られ、法人ごとの特徴を念頭に置いて検討する。

なお、見直しの方向性によっては、複数の分類に共通して該当すると考えられるもの含まれており、こうした点については、「共通的事項」として、関係する法人の範囲を明確にした上で整理する。

3. 評価主体の見直し等の主要な検討事項

前回までの分科会で示した「独立行政法人制度改革の基本的な論点」の中で取り上げた「目標・評価の改善の観点」において、新たな目的・評価制度を構築するに当たり、その中心となる主要な検討事項としては、次の2点が考えられる。

- (1)評価主体の見直し
- (2) 中立性・公正性を確保する仕組みの構築

(1)評価主体の見直し

(現行制度における目標・評価の仕組みについては別紙2、3を参照)

【現行評価制度の問題点】

①主務大臣の政策責任と評価の乖離

主務大臣の立場からは、独立行政法人は政策実現のためのツールの一つであり、このツールを的確に活用することにより、国民に対し、その最終的な政策責任を果たすことが期待されている。しかしながら、事業仕分けの実施等を通じて、不要な事務・事業の残存等、独立行政法人の非効率な業務運営が明らかとなっている一方で、当該法人の業務運営に高い評価が行われている場合もあり、主務大臣がこうした非効率な業務運営を効果的に防止できない事例が発生している。

現行制度では、政策責任者たる主務大臣が法人に目標を与えるのみで、その目標に対する成果を自ら把握し、評価する仕組みとなっていないことから、主務大臣が目標設定とその達成状況を踏まえて政策責任を果たしていくことが困難となっている。

②主務大臣の政策決定サイクルにおける一貫性の欠如

また、主務大臣は評価には直接関与していないことから、政策実施の流れであるPDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルの中で、P(計画:中期目標の設定等)とC(評価:中期目標期間の業務実績評価)の関係が離れており、評価結果を最終的な対応であるA(改善:新たな施策実施)にも結び付けにくくなっている。このため、主務大臣は、自らの政策課題に即した問題意識に基づいて設定した目標に対する評価を行うことができず、その評価結果を受けた施策実施を含め、政策責任を果たす上で一貫した対応が行いにくくなっている。

③評価情報の不足による事後評価の実効性の限界

現行制度の基本的考え方は、主務大臣の監督・関与を制限し、法人運営の細部にわたる国の事前関与・統制を極力排除し、国民の求める成果の達成に向け事後チェックを重視することとしている。

しかしながら、例えば、法人の主な財源である運営費交付金は、使途の内訳を特定せず翌年度に繰り越しができることや、政策立案・実施過程における情報は行政内部のみに止まっており、評価を行う第三者が把握できないこと等により、適切に事後評価を行うのに必要な情報が得られない場合があるため、事後評価の実効性に限界が生じている。

【見直しの方向性】

中期目標期間における法人の業務実績の評価を行う主体については、第三者機関から、政策責任主体である主務大臣に変更することとしてはどうか。

(考え方)

① 法人の業務運営の責任は、最終的には政策責任者たる主務大臣に帰するべきものである以上、本来、その評価は責任主体であり目標設定主体である主務大臣が行うことが適当であり、現下の状況を踏まえれば、評価に対して従来以上の実効性が求められるとともに、主務大臣が政策責任をより的確に果たすための評価の仕組みを整備することが必要な状況となっているものと考えられる。

評価主体を主務大臣に変更することにより、政策責任主体である主務大臣自らが、自らの政策判断として設定した中期目標について、中期目標期間のあらゆる政策動向を勘案した上で、法人の業務運営を評価することが制度的に位置付けられることにより、法人の業務運営に関する主務大臣の直接の責任関係が明確になり、評価の実効性を上げることとなる。

② 政策決定サイクルにおいて、主務大臣が、政策課題を踏まえて的確な目標設定をした上で、行政内部情報を含め、従前以上に多くの政策情報を基に評価を行うことが可能となり、更に、これを受けて、次期の中期目標の設定に当たっても、的確、具体的に自らの評価結果を反映させ、法人の業務運営を改善することも容易となり、政策の一貫性が生まれることとなる。

<留意点>

- ○主務大臣の評価の実効性を一層高めるため、目標設定や評価の在り方について、 運用面を含め、どのような取組を行うことが必要か整理することが必要ではないか。
- 〇評価主体の変更と併せ、運営費交付金に係る説明責任の改善等、主務大臣がよりきめ細かい中期目標管理に資するような仕組みを整備することが重要ではないか。

(2)中立性・公正性を確保する仕組みの構築

【見直しの方向性】

法人の評価主体を主務大臣に変更する場合、評価の中立性を確保し、恣意性を 排除することが重要である。

このために想定される仕組みとしては、

- ① 第三者から構成される機関(第三者機関)によるチェックの制度
- ② 現在存在している行政評価・監視の仕組みの活用
- ③ 新たに最近開始された行政事業レビューの手法の活用が考えられる。その趣旨や目的を踏まえつつ、必要に応じ、これらを効果的に選択・組み合わせることにより、評価の中立性・公正性を確保する仕組みをより効果的・効率的なものとする必要があるのではないか(現行制度におけるこれらの仕組みの概要、それぞれの比較は別紙4~6を参照)。

主務大臣による評価の中立性・公正性を確保するための仕組みとしては、以下の手法が考えられるのではないか。

①第三者機関によるチェック

今回、法人の評価主体を主務大臣とすることと併せ、中期目標管理(目標設定・事後評価)に当たっては、第三者機関が、主務大臣による評価の内容について、中立性・公正性の観点から不適切なものでないかの点検を行い、必要な場合には、主務大臣に意見提出を行うことが想定される。

この第三者機関については、主務府省に設置する考え方と制度所管府省に設置する考え方がある。(設置場所に関する比較表は別紙7参照)。

【留意点】

- ・主務府省に設置する場合は、主務大臣からの独立性が確保されず、十分なチェック機能を果たすことができるのか(いわゆる「お手盛り」との批判を招くことになるのではないか。)。
- ・制度所管府省に設置する場合は、多数の法人に対するチェック等を短期間で実施せざるを得ず、十分な実効性を有しないものとならないか。

②行政評価・監視の仕組みの活用

行政評価・監視の仕組みは、専門の行政組織(総務省行政評価局)による実地 調査も含めた個別事例に即した詳細な精査を行うものであり、実施に当たっては、 重点化を図っている。

独立行政法人に対しても、行政評価・監視の対象とすることとしてはどうか。

【留意点】

・どのような場合に行政評価・監視を行うこととするのか。

③行政事業レビューの仕組みの活用

行政事業レビューは、平成22年に試行的に実施され、平成23年から「行政評価レビュー(国丸ごと仕分け)の実施について」(平成23年6月7日閣議決定)に基づき、独立行政法人の事業を含め、国費が支出されているものについて、その内容・効果を毎年度評価する仕組みである。

この仕組みは、各府省における予算の執行状況について、その重要性を勘案し、外部の視点を入れて自己点検し、公開の場で検証するものであり、独立行政法人の運営費交付金等の点検に資するものであり、その成果を法人の評価に活用すべきではないか。

【留意点】

・国費の支出ごとの評価であり、法人全体の評価とならない場合があるのではないか。

上記①~③の仕組みについて、それぞれの趣旨・目的やその留意点等を勘案した上で、いずれかの手法を選択すること、または、その複数を組み合わせて対応することにより、主務大臣の評価を補完してはどうか。その際には、重複が生じないよう、事務の効率化、簡素化をいかに図るべきか。

4. その他の検討事項

上記の検討事項の他、第3回分科会に提出した論点を踏まえ、現状や見直し の方向性を示すと以下のとおり。

1. 中期目標への関与

法人に対する中期目標の設定時(事前)の関与と、中期目標期間の業務実績評価(事後)について、どのようにバランスを取ることが効果的か。

〈全ての法人の共通的事項〉

【現状】

- 〇中期目標は、主務大臣が、府省評価委員会の意見を聴き、財務大臣と協議した 上で設定し、法人に指示することとされている。
- 〇中期目標期間における業務実績評価については、府省評価委員会が評価(一次評価)し、評価結果について政独委が必要な場合に意見(二次評価)を府省評価委員会に通知することとされている。

【見直しの方向性】

〇中期目標設定時(事前)と中期目標期間の業務実績評価(事後)を一体として とらえ、両者が整合的・有機的に機能する均衡の取れた仕組みとなるよう、評 価主体の見直し、目標・評価の明確性や基準の在り方、財政資金の説明責任・ 透明性の向上、中期目標管理サイクルの見直し等の個別の論点に従って、全体 の仕組みを見直すこととしてはどうか。

【留意点】

- 〇中期目標管理に当たっては、政策分野ごとの専門的視点と、財政改善・効率性 等の府省横断的視点の両者が的確に反映されることが必要ではないか。
- 〇行政執行法人等については、国との関連性の強さを勘案し、主務大臣による監督の強化等、中期目標管理と異なる形で業務運営の適正を確保するなど、法人の特性を踏まえた対応を総合的に検討するべきではないか。

2. 評価の基準

現行制度で評価の実効性が上がらないのは評価主体・制度の問題ではなく、

- ・評語 (SABC等) や評価の基準など、評価の実施方法が府省ごとに異なっており、統一的な対応が確保されていないこと、
- ・現在行われている評価においては、具体的な問題意識に基づいて、特定の テーマを定めた集中的な対応が十分になされていないこと

など、運用面に原因があるのではないか。 〈全ての法人の共通的事項〉

【現状】

- 〇府省評価委員会による業務実績評価は、同委員会が設定する「客観的な評価基準(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)による」こととされている(「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定))。
- 〇これを踏まえ、府省評価委員会ごとに具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定しているため、評語(SABC等)や評価の基準などが府省ごとに異なっている(省によっては、法人ごとに基準が異なる。基準の具体例は別紙8参照)。
- 〇評価結果については、SやAなどの上位の評価が大部分を占め、様々な事業全体の総合評価であることも相まって、真に成果が上がった法人とそれ以外の法人との区分が不明確となっている。
- 〇研究開発事業については、府省横断的に総合科学技術会議が科学・技術に関する資源配分の方針(資源配分方針)の策定や優先度判定等を行っており、資源配分方針に位置付けられた施策について優先的に予算を配分するよう、関係府省に意見具申することとしているが、上位評価が大半を占める(別紙9参照)など十分機能していないとの指摘もある。

【見直しの方向性】

- ○評価基準が各府省で異なることから、評価結果を府省横断的に比較することが 困難になるなど国民の立場から分かりにくい状態となっているのではないか。 このため、制度所管府省において、各府省横断的に評価基準を統一するガイド ラインを示すこととしてはどうか。〈全ての法人に関する共通的事項〉
- 〇研究開発法人については、国際的な共通ルール(トムソン・ロイター社による インパクト指標等)が存在していることを勘案し、こうしたルールを活用すべ きことなどを府省横断的に対応(共通ガイドラインの策定等)すべきではない か。その際、司令塔機能を発揮するものとして、総合科学技術会議を改組して 設置する予定の科学技術・イノベーション戦略本部(仮称)との連携を図るべ きではないか。

3. 法人の事務・事業の特性を踏まえた対応(1)

使途が定められた一定の財源に基づき事務・事業を行う法人については、 業務運営の適正性・透明性を確保するため、毎年度、業務運営の効率性を客 観的に精査する仕組みが必要となるのではないか。一方で、業務内容が法定 されており、効率性については法人の裁量の余地があるが、達成すべき目的 は明確に決定されていることから、中期目標管理において評価すべき内容は 基本的に業務・財務改善目標を基本とすることが考えられないか。

〈行政事業法人〉

【現状】

- 〇政府から一定の財源に基づき事務・事業を行う法人については、その業務内容が法定され、達成すべき目標は明確に決定されており、業務の実施については、使途が定められた補助金等の国の財政的な措置があり、補助金適正化法等の一定の範囲での規律が課せられているほか、目標の達成について、別途法律による主務大臣の強い関与(※)が想定されている。
 - ※鉄道建設・運輸施設設備支援機構:国土交通大臣による新幹線整備計画の決定及び同計画に基づく建設の指示

【見直しの方向性】

- ○多額の国の財源が支出されていることに鑑み、業務運営の適正性・透明性を確保するため、毎年度、業務運営の効率性を客観的に担保する仕組みをどのように考えるか。
- ○業務内容が法定されており、達成すべき目的は明確に決定されているが、業務 の効率性については法人の裁量の余地がある場合、中期目標管理において評価 すべき内容は基本的に業務・財務改善目標に重点を置くこととしてはどうか。

【留意点】

〇行政事業法人以外の法人の中期目標管理の在り方との関係をどのように考える べきか。

4. 法人の事務・事業の特性を踏まえた対応(2)

国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を実施する法人については、単年度の財政措置とする仕組みとする場合には、中期目標管理の仕組みは必要ないと考えられるか。その場合、どのような単年度の目標・管理の仕組みが考えられるか。また、中期的に、業務の効率性等についてチェックする仕組みをどのように考えるか。〈行政執行法人〉

【現状】

- ○国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点をおいて事務・事業を行っている法人については、国の指示(※)に基づいて業務が行われているので、中期目標の枠組みの下で管理すべき内容は限定的になっている。
 - ※造幣局:財務大臣の定める製造計画に従って貨幣を製造。
 - ※統計センター:総務省が定める基準に基づき事務を進め、総務省が集計区分 ごとに定める期限までに製表結果を提出。

【見直しの方向性】

- ○簡素で効率性のある仕組みを構築し、政策責任主体である国が的確に関与する 仕組みとして、毎年度、主務大臣が目標について評価を行ってはどうか。
- 〇単年度の目標管理であっても、一定期間ごとに業務の効率性、透明性等の確保 を図るための仕組みをどのように考えるべきか。

【留意点】

○単年度の目標管理を原則とする場合でも、設備費・人件費などの業務効率性等は、中期的な管理が適切となるのではないか。その際には、客観性の確保が必要ではないか。

5. 中期目標設定における客観的な視点の確保

法人の中期目標には、法人ごとに、定量的で明確なものがある一方、定性的で曖昧なものが多い。この場合、法人の業務実績評価の際に、目標が達成できたか、そもそも目標の水準が妥当であったか等について評価・確認できない場合が多いとの指摘についてどう考えるか。〈全ての法人の共通的事項〉

【現状】

〇中期目標の設定における客観性の確保に当たっては、「できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるよう特に配慮するものとする」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)とされている(中期目標の具体例は別紙10参照)が徹底されていない。

【見直しの方向性】

- 〇目標設定については、制度所管府省が改めてガイドラインを作成し、各省に示すこととしてはどうか。
- 〇中期目標の設定については、目標の具体性・明確性を確保するための仕組みと してどのようなものが考えられるか。

6. 専門性の高い実効的な学術評価との関係

研究開発に関する事務・事業を行う法人に対する業務実績評価については、研究成果そのものではなく、業務運営の効率性に偏っているとの指摘がある。高い専門性を有する研究開発法人については、研究成果を的確に評価するため、主務大臣の下に、学術的成果を評価するための有識者から構成される機関を設置すべきと考えるか。その場合、業務効率性や財政効率性等のその他の法人の目標との関係をどう考えるか。 <研究開発法人>

【現状】

- 〇研究開発については、他の事務・事業と比較してその成果の不確実性が高い などの特性があるが、現行制度では独立行政法人の中期目標管理については、 画一的な制度となっている。
- 〇特に、研究開発の成果は、国際的な競争の下で、専門的な知見を活用して達成すべき性格を有しており、学術研究面の評価を的確に行う必要性が高くなっているが、国の財源が支出されていることから、その効率性を確保する仕組みを維持・強化することも重要となっている。

【見直しの方向性】

- 〇研究開発法人の中期目標管理については、その事務・事業の長期性・不確実 性を勘案し、その中期目標管理(目標設定・事後評価)が適切になされるよ う、特性に応じた取組が必要ではないか。
- 〇そのうち、学術研究面については、その評価が適切になされるよう、主務大臣の下に、学識経験者から構成される専門の学術評価委員会を設置し、目標設定・事後評価の双方をチェックし、その意見を主務大臣に通知することとしてはどうか。その際、委員の任命の適正性が確保されるような仕組み(委員について内閣府に協議する等)が必要ではないか。
- 〇業務運営の効率性の面(中期目標管理における業務効率化、財務改善目標) については、他の法人と同様、目標設定・事後評価の双方で厳しいチェック を行うことが必要ではないか。(仮に、第三者チェック機関を各府省に設置する場合、上記の学術評価委員会と組織を一本化することが可能ではないか。)
- 〇科学技術・イノベーション戦略本部(仮称)における資源配分等に関する取組、主務大臣との関係等の整合性をどのように整理するか(同本部の内容の詳細を踏まえて整理する。)

7. 中期目標期間終了時の管理サイクルの見直し

法人の中期目標を明確かつ適正にするために、次期中期目標期間の初年度の予算の編成作業に間に合うタイミングで目標設定を行うべきではないか。 そのためには、どのような対応が必要か。

中期目標期間の業務実績評価は、次期中期目標期間の初年度に実施される ため、中期目標期間の終了時の見直し及び次期中期目標に反映されず、実効 性の薄いものになっているとの指摘があるが、どう考えるか。

このため、中期目標期間の業務実績評価の実効性を上げるために一年前倒しで実施することとし、中期目標期間の終了時の見直し及び次期中期目標に的確に反映すべきか。 〈全ての法人の共通的事項〉

【現状】

〇中期目標期間の業務実績については、中期目標期間終了後に評価することとされており、評価結果を中期目標期間の終了時の見直し及び次期中期目標に反映することができない状態になっている(別紙11)参照)。

【見直しの方向性】

〇中期目標期間の業務実績評価を一年前倒しで実施することとし、中期目標期間の最終年度の前年度末までの業務実績及び最終年度の業務実績の見込みを報告書として独立行政法人から主務大臣に提出させ、その報告書に基づいて評価を行うことで、その結果を予算要求、中期目標期間終了時の見直し、次期中期目標の設定等に的確に反映させてはどうか。(改善後のイメージは別紙11参照)

なお、中期目標期間終了後、業務実績の確定値が最終年度の見込みと大きく 異なる場合には、当該中期目標期間の業務実績を修正し、組織及び業務の再見 直し及び中期目標・中期計画の変更を行うこととしてはどうか。

8. 中期目標期間終了時の法人の存続の考え方

中期目標期間終了時の見直しにおいて、法人の存続の必要性を立証できない場合には法人を廃止することにつき、より明確に規定するか。

〈全ての法人の共通的事項〉

【現状】

- 〇中期目標期間終了時に、政独委は、主務大臣による法人の見直し当初案を受けて、法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告を行う。これを 踏まえ、主務大臣は、法人の組織・業務全般の見直しを決定することとされて いる。
- 〇「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)において、「業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する」とされており、法人の廃止については、限定的な場合のみが示されている。

【見直しの方向性】

- 〇法人の廃止の考え方としては、政策責任者である主務大臣が、
 - ① 中期目標管理を行う場合、その終了時に、一定の基準(例えば、民間企業等の他の主体による代替可能性がないことの立証など)の下で、その存廃の検討を行うこと、
 - ② 法人に深刻な組織的な問題が生じた場合や関連政策分野に大規模な政策転換が生じた場合等の一定の緊急の場合には、中期目標期間中でも、主務大臣はその法人の存廃の検討を行うこと

を義務付け、その判断を行うこととしてはどうか。

その際には、府省横断的に対応を進めていくことが必要であり、制度所管府省 が判断の基準を作成し、各省に示すこととしてはどうか。

○主務大臣の判断の適切性を担保するため、一定の仕組み(例えば、主務大臣の 判断を公表し、国民の意見を聴取することや、その判断に対して、他の組織等 が意見を提出できる仕組み等)が必要ではないか。

【留意事項】

〇法人の継続的な経済活動への影響や人材の確保の面での問題が生じないよう、 必要な措置を講じることが必要ではないか。

独立行政法人改革における 財政規律に係る制度設計の検討 (案)

平成23年11月

|1. 財政規律の観点からの検討|

独立行政法人制度改革における財政規律の観点からの検討に当たっては、 「制度・組織の見直しを進めていく上での基本的考え方」(第2回分科会提 出)や、これまでの分科会での議論等を踏まえ、

- 法人の裁量を活かした適正な事業運営を図りつつ、国の事前関与・統制と事後評価を適切に組み合わせることにより、財政資金の効率的・効果的な活用を徹底し、不適切な支出を防ぐため、法人の説明責任を強化し、財政民主主義の趣旨が透徹されたものとしていくこと
- 併せて、法人の主体的な経営努力を通じて自己収入の増加を図り、主 務大臣の責任の下、業務運営の中で、国の財政負担を減らしていく自律 的・効率的な仕組みを構築すること
- 法人の事務・事業の特性に応じたガバナンスを整備すること

を主眼に、以下の考え方の下で、新たな制度を検討する。

【考え方】

現在、独立行政法人に対しては、年間約3兆円が国から支出されており、 そのうち、運営費交付金として年間約1.5兆円(現在の独立行政法人102のうち、 85法人が運営費交付金を支給されている。)、補助金等として年間約1.4兆円が計 上されている(平成23年度)(詳細は参考資料1参照)。

こうした国の財政支出については、国の財政活動は、国民の代表の意見に 即して行われなければならないという財政民主主義の考え方に基づき、国の 予算として、国会で議決されることとされている。

一方で、現行の独立行政法人制度の基本的考え方は、法人の自律的な運営を重視し、法人運営への国の事前関与・統制を極力排除し、国民の求める成果の達成に向けて厳しい事後評価により管理していこうとするものであり、これを踏まえ、法人の主要な財源である運営費交付金は、法人の裁量の下で、複数年度にわたって柔軟に使用することが可能な仕組みとなっている。

このため、例えば、法人が運営費交付金により、不要不急の備品を予算消化のために大量に購入することも制度上は可能であり、その使途も公表されないという問題がある。この結果、事業仕分けにおいても、法人の予算の積算根拠が明確でないことや、資金計画がずさんであるとの指摘がされている。

このほか、会計検査院等からも、運営費交付金について、金額の算定に当

たっての自己収入に係る見積もりと実績の乖離や、会計処理の見直し、一定の場合の不要資産の留保等の指摘がされている(詳細は<u>参考資料2~5</u>参照)。

このようなことから、新たな法人制度を設計するに当たっては、財政民主 主義の考え方をより徹底する観点から、厳しい財政事情を踏まえつつ、運営 費交付金の在り方を含めた見直しを行い、

- ① 法人が最小の費用で最大の成果を上げていく効率的・効果的な業務運営を実現していくことを基本に、
- ② 効率的・効果的な行政サービスの提供を確保しつつ、業務運営の透明性を高め、不適正な予算の使用や、不要な資産の残存を捕捉し、これを是正すること等により、

適正な業務運営がなされるよう、法人の財政規律に関する共通的なルールを 策定し、その実効性を確保できる仕組みを整備していくことが喫緊の課題と 考えられる。

2. 主要な検討事項

- 1. の考え方を踏まえ、財政規律の観点から中心となる主要な検討事項としては、以下の3点が考えられる。
- (1) 法人の適正な財務運営を確保する共通ルールの策定
- (2) 効率的・効果的な経営を実現する仕組みの整備
- (3) 国の財政資金に係る説明責任・透明性の強化

(1) 法人の適正な財務運営を確保する共通ルールの策定

【現状・問題点】

(現行制度における運営費交付金の仕組みについては参考資料6、7参照)

- 現在、独立行政法人の主要な財源となっている運営費交付金は、</br>
 - ・ 補助金等のように単年度ごとに個別に積算を作成した上で予算要求・査 定を受けるものではなく、中期計画に定める算定ルールに基づき、中期目 標期間の最初の年度の予算額を基礎として、これに一定の係数を乗ずるこ とで、翌年度以降の額を見積もることとされているほか、
 - ・ 使用されなかった部分についても、中期目標期間中は特別な手続きなく 翌年度に使用することが可能となっている。
- O また、運営費交付金は、法令等により、使途の特定がなされておらず、使 途の積算や実際の執行実績が納税者たる国民の目に明らかにされないなど、 法人の業務運営の透明性が不足している。
- このほか、的確な目標を設定した上で、法人が自らの経営努力により、国の財政への依存度を効果的・効率的に減少させていくような内在的な仕組み等が十分整備されていない。

【見直しの方向性】

上記のような交付金の仕組みを見直し、以下のような財政規律に関する共通 ルールを定め、主務大臣の責任の下で、各法人が適切かつ効率的な業務運営を 徹底する仕組みとすることが必要ではないか。

- ① 法人の目標の設定に当たっては、法人の事務・事業の特性を踏まえた上で、可能な限り具体化、定量化するとともに、一定の自己収入が予定される法人にあっては、自己収入の数値目標を的確に設定することとする。
- ② 法人において本来の事務・事業の目的に沿った資金の使用を義務付けるこ

とにより、不要・不適切な支出を防止する。

- ③ 業務運営の勘定が区分される場合には、その個別の勘定ごとに使用残額を 精査し、速やかに返還する等、不要資産の留保を防止する。
- ④ 併せて、他の制度改正とも組み合わせ、
 - ・ 法人の目標管理・評価等において、目標に対する評価を主務大臣等が的確に実施し、その達成状況を以降の財政資金の配分や人事に適切に反映させること(例えば、主務大臣の業務実績評価の結果を踏まえて、年度ごとの交付金の算定等にも反映)、
 - ・ 法人の財務執行の適切性を確保する役割を担う、監事(あるいは財務執行管理人)等による法人の内部チェック(適正な執行管理)の仕組みを充実・強化すること、
 - ・ 法人の会計基準において、運営費交付金債務の収益化に関する会計処理 について、現在多くの法人で採用している費用進行基準から、原則として、 業務達成基準に変えることにより、財源と業務の対応関係をより明確化す ること (注)、

等により、効率的・効果的な業務運営が可能となるのではないか。

- (注)独立行政法人の会計基準においては、以下の3つの基準を示すことにより、法人の業務 内容からみて、その業務の進捗を最も適切に反映し、できるだけ成果達成への動機付けを与 える基準を法人ごとに定める必要があるとしている。
- 業務達成基準:一定の業務と運営費交付金との対応関係が明らかにされている場合に、当該業務の達成度に応じて、財源として予定されている運営費交付金債務の収益化を行うもの(例:一定のプロジェクトの実施について、財源との対応関係が明らかにされている場合等)。
- 期間進行基準:上記の場合に、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応している場合に、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務の収益化を行うもの(例:管理部門の活動等)。
- 費用進行基準:上記2基準と異なり、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、業務のための支出額を限度として、運営費交付金債務の収益化を行うもの。

【留意点】

- 自己収入の数値目標の設定に当たっては、
 - ① 効率的・効果的な業務運営を推進するよう、(水準や具体性・明確性の 点で)的確な目標設定を行い、
 - ② その自己収入と法人の経営努力との関係をよりきめ細かく整理することとし、その目標を上回った収入については一定の範囲内で、法人における経営努力を認定し、この部分について翌年度以降の使用を可能とするなど、法人において自己収入を増加させるインセンティブを働かせることも考えられないか。

また、目標を下回った場合の以降の法人の業務運営への措置等についても明確にすべきではないか(詳細は(2)。)。

- 不要資産の留保や不適正な支出を未然に防止、または早期に発見し是正するためには、法人における事業別の予算の積算(見積もり)や執行実績の具体的内容につき、法人からの事前・事後の説明責任の強化を図ることが必要ではないか(詳細は(3))。
- 運営費交付金の仕組みを見直し、新たな法人制度における交付金の仕組みを検討するに当たっては、法人の業務の財源に充てるために必要な金額を交付し、効率的な運営を可能とするとの資金の性格は維持しつつ、法人の業務運営の透明化や、不適切な使用を排して経営努力の増大に資するような仕組みとすることも考えられるのではないか(詳細は(3))。

(2)効率的かつ効果的な経営を実現する仕組みの整備

【現状・問題点】

○ 法人が効率的かつ効果的な経営を行うための仕組みとして、運営費交付金の算定や剰余金の処理において、現行では自己収入と法人の経営努力・経営不振との関係が整理されておらず、法人が自己収入の数値目標を設定しこれを達成した場合(及び不達成であった場合)の取扱いについても明確化されていない。このため、法人経営において、自主的に自己収入を増加させるインセンティブが働きにくくなっている。

① 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金の算定は、(1)で示したとおり、中期計画に定める算定ルールにより、中期目標期間の最初の年度の予算額を基礎として、次年度以降の運営費交付金の額が算定されている。その際、自己収入が想定される場合には、現行では経営努力の有無や自己収入の性質にかかわらず自己収入の額を控除するというルールとなっており、法人の経営努力を高めるものとなっていない。

② 剰余金の処理

(ア) 毎年度の利益剰余金のうち、法人の経営努力によるものとして主務大臣の認定(経営努力認定)を受けた額を積み立て、年度を超えて中期計画に定める法人の業務に充てることができる(目的積立金)。

しかし、現状では、経営努力認定の要件に照らし、認定された事例は、 特許等による知的財産収入以外は限定的となっている(詳細は参考資料 8参照)。

(イ)中期目標期間終了時に精算される積立金については、主務大臣の承認 を受けて、経営努力が認定された目的積立金等について、当中期期間中 に使用できなかった合理的な理由がある場合には、中期目標期間を超え た繰り越しが可能とされている。

しかし、現状では、上記(ア)のとおり、目的積立金の経営努力認定が行われにくく、さらに、一定の研究開発事業以外については、繰り越しに必要な主務大臣の承認の要件が明確でない(詳細は参考資料9参照)。

【見直しの方向性】

上記の現状・問題点を踏まえ、交付金の算定や剰余金の処理に当たっては、 自己収入の的確な数値目標を明確に設定した上で、その達成・不達成の状況に 即して措置することを徹底し、その際には、法人の事務・事業の特性を踏まえ、 自己収入の性質(自己収入に対して法人の経営努力がどの程度寄与しているか 等)に応じた取扱いとすることを明確にすべきではないか。

交付金の算定や剰余金の処理に当たって、数値目標を達成した場合には、主 務大臣による厳格な評価を経た上で経営努力として認定し、法人の経営努力を より適切に反映させることとするほか、不達成の場合には、原則として、次期 以降の交付金の配分に際し、一定の減額を行うこと等により、法人の効率的な 経営を確保する仕組みとしてはどうか。

個別の取扱いに関する具体的な見直し内容は以下のとおり。

- ① 交付金の算定ルールの見直し(新たな仕組みのイメージは参考資料10参照)
 - ・ 文化振興法人や施設管理法人など、自己収入が想定される法人については、自己収入の増加に関する的確な数値目標を設定した上で、その自己収入と経営努力の関係を整理し、法人の経営努力に起因する一定の自己収入については、交付金の算定において控除されないこととしてはどうか。一方で、目標が達成されなかった場合には、原則として、次期以降の交付金の算定に当たって、目標不達成の部分について、実質的に交付金を削減するなどの対応を行うこととしてはどうか。
 - 経営努力の観点からの自己収入の整理については、その性質に応じ、例えば、
 - 本来行うべき業務に附帯して得られる収入(定員分の授業料等)については、法人の経営努力の寄与度が低いので、交付金の算定に当たり控除、
 - 美術館における特別展の企画・実施による入場料収入の大幅増など、 法人の経営努力の寄与度が高いものについては、一定割合は控除しない 等の仕組みとすること等も考えられるのではないか。
- ② 剰余金の処理の見直し (新たな仕組みのイメージは参考資料11参照)
 - 自己収入の増加や交付金の節減のインセンティブを働かせるため、目的 積立金に係る経営努力認定の考え方を一層明確にすべきではないか。
 - その際には、以下のような対応が考えられるのではないか。
 - 業務と交付金の対応関係を明らかにし、法人が経営努力を十分に説明できる場合には、交付金の節減努力による利益についても、個別の判断により、法人の経営努力の寄与度等に応じて、一定割合において経営努力認定を行うこと
 - 文化振興法人や施設管理法人など、自己収入を得ることが想定される 法人については、自己収入増加に係る的確な数値目標を達成したことに ついて、十分な説明ができる場合には、この収入について、経営努力認 定を行うこと
 - 中期目標期間を超える積立金の繰り越しについては、例えば、
 - ① 主務大臣による政策実施期間の延長や災害等により事業の実施が延期

された場合など法人に責任を問えない要因により、事業の実施が遅れ、

② 政策上、業務継続の必要性が高いものとして次期中期計画に盛り込まれた場合

など、一定の合理的な理由がある場合には、中期目標期間を超える繰り越 しを認めることが考えられるのではないか。

【留意点】

- 〇 法人が経営努力を増進させ、効率的な業務運営を行う上で、自己収入の増加に関する的確な目標が設定されることを担保することが必要ではないか。
- これを受けて、交付金の算定ルール、目的積立金の経営努力認定、中期目標期間をまたぐ積立金の繰り越しの要件等の詳細は、制度所管府省において統一的に定める必要があるのではないか。
- 交付金の算定見直しを行った場合に、中期目標や評価について何らかの対応を行う必要があるか(当初の想定と比して、総事業費の増加や減少があった場合、当初の中期目標を維持するか、また、評価を行うに当たって、投入した費用を踏まえた評価とする必要があるか。)。

(3) 国の財政資金に係る説明責任・透明性の強化

【現状・問題点】

〇 (1)で述べたとおり、運営費交付金は、その積算や執行実績を把握する 仕組みがなく、法人の説明責任が十分果たされておらず、業務運営の透明性 も十分となっていない。

【見直しの方向性】

- 〇 交付金の使途について、概算要求時における事業別の予算の積算を提出 し、年度計画作成の際にも同種の資料を添付・公表することを法人に義務 付けることにより、法人の説明責任・透明性を強化することとしてはどう か。
- 〇 同様に、年度末においても事業別の予算の執行実績を事業報告書等に添付・公表することを法人に義務付けることとしてはどうか。併せて、執行 実績を把握した上で、積算と実績の乖離を把握・削減することを通じ、業 務運営の透明性を向上することとしてはどうか。
- 予算の積算及び執行実績を明らかにすることにより、内部留保されている交付金債務の要因を把握しやすくなることから、(1)の共通ルールの策定を踏まえ、監事等(あるいは財務執行管理人)による法人の適正な財務執行を確保するための内部チェックの仕組みの強化等、他の制度改正事項と組み合わせることにより、合理的な理由なく交付金債務が内部留保されている場合には、不要財産として速やかに国庫納付させることが可能となるのではないか。
- また、このような取組は、法人のPDCAサイクルにおいて、主務大臣の 政策決定への反映にも資するのではないか。
- 〇 併せて、会計基準の見直しについても、より透明性を強化する観点から、 具体的な取組内容を検討すべきではないか。また、一定の重要事業の執行状 況等については、国民に対する説明会の実施等についても検討すべきではないか。

【留意点】

- 事業別の予算の積算及び執行実績を明らかにする具体的内容については、 制度所管府省において統一的に定めることが必要であり、かつ、法人の経 営努力認定の判断にも活用できるものとする必要があるのではないか。
- 財政民主主義の観点から、効率的・効果的な事業運営の状況について、深度のある議論を行うためには、法人の予算・決算について、どの程度の内訳が必要であるかの検討が必要ではないか。
- 不正な支出を防止する法人内部の自主的な取組を促すため、例えば監事への調査権の付与、不正行為等の報告義務を課すことなどにより、法人内部のチェック機能が強化され、不適切な支出の未然防止、早期発見につながるのではないか。

3. その他の検討事項(事務・事業の特性に即した財政規律)

第3回分科会に提出した論点を踏まえ、現状や見直しの方向性を示すと以下 のとおり。

1. 文化振興法人

文化振興に関する事務・事業を行う法人については、自己収入の増加を基本としつつ、民間の資金を活用し、収蔵品を円滑に取得する仕組みを整備することが考えられるか。その場合、その基金に関する会計上の扱い等について一般的な会計規律との関係をどのように整理すべきか。

【現状】

〇 文化振興法人において、展示事業等に必要な美術品等は法人の業務用資産 と考えられるが、文化的な価値の高い高額な美術品等を機動的・効果的に購 入等するための仕組みが十分となっていない。

【見直しの方向性】

- 文化振興に関係する業務を行っている法人の組織の見直し等の取組を講じた上で、資金をより有効に活用し、必要な収蔵品を機動的・効果的に購入することができるような仕組みを検討することが必要ではないか。
- 〇 併せて、国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、民間からの寄付の活用や自己収入の増加を基本としつつ、収蔵品を円滑に取得する仕組み (基金)を整備することが考えられるのではないか。その際、自己収入の増加の目標を厳格かつ明確に設定する必要があるのではないか。
- 仮に基金に国費を投入する場合には、使途が特定されない交付金ではなく、 美術品等の収集等という使途が特定される形での補助金等に限定することが 考えられないか。

【留意点】

- 〇 文化振興法人についての事業仕分けの結果や閣議決定において、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力や国の負担を増やさないことが求められていることを踏まえる必要があるのではないか(参考資料12参照)。
- 国費による基金造成は予算制度の極めて例外的な措置であることから、運営費交付金であるか補助金等であるかを問わず、その必要性については、慎重な検討が必要ではないか。
- O 民間資金の活用(寄付金)は、寄付者の意思があり、その意思に反した使用ができないことに留意することが必要ではないか。

2. 行政事業法人

補助金等の使途が定められた一定の財源に基づき、法制度に位置付けられた事務・事業を行う法人など、業務運営に法人の裁量の度合いが少ない法人については、継続的に運営費交付金を交付することにはなじまないのではないか。

【現状】

- 〇 行政事業法人の業務の実施については、その大部分が使途の定められた補助金等が財源となっており、補助金適正化法等の一定の範囲での規律が課せられているほか、目標の達成について、別途法律による主務大臣の強い関与が想定されている (※)。
 - (※)鉄道建設・運輸施設整備支援機構:国土交通大臣による新幹線整備計画の決定及び同計画に基づく建設の指示

【見直しの方向性】

- 〇 行政事業法人の事業のうち、現在、運営費交付金が充てられている事業の 内容を精査した上で、裁量性の高い事業であり、交付金として措置する必要 があるものを除き、当該交付金の部分を廃止することとし、補助金等に切り 替えることとしてはどうか。
- その際、法人の主要な業務と大きく性格の異なる事業については、組織の 見直しとも関連させ、その扱いを検討する必要があるのではないか。

【留意点】

O 政府として補助金等の縮減が求められていることとの整合性を図る必要が あるのではないか。

3. 行政執行法人

国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な執行に重点を置いて事務・事業を実施する法人については、財政運営について、法人の自律的な裁量に乏しいことから、現行独法制度のメリットとなっている一定の柔軟性を確保しつつ、単年度の財政措置とする仕組みが考えられないか。その場合に確保すべき柔軟性について、どのような内容が考えられるか。

【現状】

- 〇 行政執行法人については、国の指示に基づいて、基本的に年度単位で業務が行われていることから、中期目標の枠組みの下で管理すべき内容は限定的になっている (**)。
 - (※)統計センター:総務省が定める基準に基づき事務を進め、総務省が集 計区分ごとに定める期限までに製表結果を提出。

【見直しの方向性】

- 法人の事務・事業の特性を踏まえ、中期目標管理から毎年度の目標管理に変更することと併せて、交付金の対象となる場合でも、業務の執行に必要な 積算により所要額を交付する単年度の財政措置とすることとしてはどうか。
- 〇 年度を超える積立金の措置については、他の類型における中期目標期間を 超える積立金の仕組みと同様に、一定の要件を明確化し、合理的な理由があ る場合に、主務大臣の承認を得て繰り越しを認める取扱いとしてはどうか。

【留意点】

○ 新たな交付金の仕組みを検討する中で、法人の事務・事業の特性を踏まえ、 単年度の業務管理を基本とする類型をどのように位置付けるか整理する必要 があるのではないか。